

平成 2 9 年度第 2 回
札幌市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成 2 9 年 9 月 1 9 日（火）午後 6 時開会
札幌市役所本庁舎 1 8 階 第四常任委員会会議室

札幌市国民健康保険運営協議会

1 日 時

平成29年9月19日（火）午後6時～午後6時54分

2 場 所

札幌市役所 18階 第四常任委員会会議室
中央区北1条西2丁目

3 出 席 者

（1）運営協議会委員（14名のうち出席者13名）

ア 公益代表

出光 英哉、芝木 厚子、門間 偉峰、上机 美穂

イ 被保険者代表

阿部 孝子、飯田 昇、各務 哲美

ウ 保険医または薬剤師代表

末岡 裕文、辻崎 正幸、大森 幹朗、五十嵐 利幸

エ 被用者保険等保険者代表

小林 敬、横式 一司

（2）市 側

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国民健康推進担当課長他

4 議事録署名委員

飯田 昇（被保険者代表）、門間 偉峰（公益代表）

5 審議事項

議案第1号 国保都道府県単位化後の保険料のあり方について

6 その他

1. 開 会

●保険企画課長 本日は、大変お忙しい中、また、天候の悪い中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

保険企画課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席者の確認をいたしましたところ、12名にご出席をいただいております。

保険薬剤師代表の五十嵐委員につきましては、遅れる旨のご連絡をいただいております。

また、松浦委員については、欠席の旨をご連絡いただいております。

定足数である半数以上の出席がございますので、本日の協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の資料につきましては、過日、郵送させていただきました右肩に資料1と番号を付している資料でございます。

お手元でございますでしょうか。

資料の差し替え等がございましたことを、この場を借りておわび申し上げたいと思います。

2. 保険医療部長挨拶

●保険企画課長 それでは、保険医療部長の富樫よりご挨拶を申し上げます。

●保険医療部長 皆様、こんばんは。

保険医療部長の富樫でございます。

皆様におかれましては、日ごろから札幌市の国保に対して深いご理解とご協力を賜りまして、改めましてこの場をおかりして厚くお礼を申し上げたいと思います。

昨日は、今年初めて北海道に台風が直撃しましたが、幸いにして大きな被害には至らなかったところでございます。

やはり9月も後半に入りまして、日に日に涼しさを感じる日が多くなってまいりました。一方で、今、大通公園で開催されている食の祭典のさっぽろオータムフェストが今年で10回目を迎えます。今年は、これを記念した特別メニューも各会場でご賞味いただけますので、今月いっぱいまで開催しておりますから、皆さんもお時間がありましたらぜひとも足を運んでいただいて、北海道の秋の味覚を堪能していただければありがたいと思います。

今日の国保運営協議会は、来年4月から実施される国保の都道府県単位化に向けまして、先月、8月中旬に北海道から納付金の最後の仮算定結果が示されましたので、その内容につきまして、ご説明させていただきたいということと、札幌市として保険料のあり方をどう考えていくかについてご審議いただきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜れば幸いに存じます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

◎委員紹介等

●保険企画課長 続きまして、新たに運営協議会の委員となられた末岡委員、辻崎委員のご紹介をさせていただきます。

末岡委員は、札幌市医師会理事、医療保険部長でいらっしゃいまして、退任された三谷委員のご後任として委員となっております。

辻崎委員は、札幌市医師会医療保険指導委員会委員長でいらっしゃいまして、退任された長谷川委員のご後任として同じく委員となっております。

恐縮でございますが、末岡委員、辻崎委員から、一言、ご挨拶いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●末岡委員 末岡でございます。

今ご紹介をいただきましたようにこの役につきましたので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

●辻崎委員 辻崎と申します。

今回この役を承りました。どうぞよろしくお願いいたします。

●保険企画課長 ありがとうございます。

続きまして、前回欠席されておりました協議会の副会長の芝木副会長にも、簡単にご挨拶いただければと思います。

恐縮ですけれども、よろしくお願いいたします。

●芝木副会長 芝木でございます。

すごく長いこと委員をやっているのではないかと思いますけれども、札幌の知的障がい福祉協会の会長をしておりますので、その関係でこちらに来ました。

知的障がいとは関係ないと思っていたのですが、保険のことでいろいろと関係が出てきますので、私の方こそお勉強させていただきたくここに通っております。よろしくお願いいたします。

●保険企画課長 ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、出光会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事録署名委員の選出

●出光会長 それでは、これからの進行役を務めさせていただきたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

慣例によりますと会長指名でございますので、私から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、飯田委員と門間委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、そのように決定いたします。

4. 議 事

●出光会長 それでは、ただいまから平成29年度第2回札幌市国民健康保険運営協議会を始めたいと思います。

本日の議題は、国保都道府県単位化後の保険料のあり方についての1件となっております。

まず、前回までの確認の意味も込めまして、国民健康保険の制度改正の概要について事務局よりご説明をいただきまして、その後、国保都道府県単位化後の保険料のあり方についての審議をいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

●保険企画課長 それでは、私から、国民健康保険の制度改正の概要についてご説明させていただきます。

資料の1枚目のA4判横の国民健康保険の制度改正の概要をご覧いただきたいと存じます。

これまで国民健康保険の制度改正についてご説明申し上げてまいりましたけれども、それをまとめたものでございます。

今回の制度改正の目的でございますが、国民皆保険の最終的な支え手である国民健康保険の安定化が目的でございます。そのため、①財政支援の拡充として、全国で約3,400億円の公費の拡充がなされることになっております。もう一つ、運営のあり方の見直しということで、今回の都道府県単位化のお話でございます。

下に図がございますけれども、現在は国民健康保険は市町村がそれぞれ個別に運営しております。これに対しまして、新しい制度として都道府県が財政運営の責任を担うなど、中心的な役割を担うことになり、市町村とともに都道府県、市町村が運営するというのが新しい制度でございます。それに際しまして、国から財政支援を拡充するというところでございます。

真ん中に都道府県と市町村の関係が書いておりますけれども、都道府県に対して市町村は納付金を納めます。都道府県が医療に関する給付費を責任をもって支払う形になります。

右側に納付金制度という四角い欄がございますけれども、北海道全体の給付費の支払いの総額から国やその他の公費等を差し引いて、必要な納付金の総額を決めます。北海道が決めて、市町村に納付金を割り当てることになります。この納付金の割り当てにつきましては、市町村の国保加入者の所得の水準や医療費の水準を反映します。その結果、所得や医療費が高い市町村はより多く負担するという仕組みになるものでございます。

現行と来年4月からの新制度に移行した後のそれぞれの事務、国民健康保険のいろいろな事柄について、違いを表で示しているところでございます。

左側の表でございますけれども、まずは国民健康保険の資格でございますが、現在は市町村単位でございますけれども、4月1日からの新しい制度では都道府県単位となります。

ただ、市町村の資格の管理は残ります。なお、高額な保険給付を受けた場合の多数回の該当は、これまでは市町村ごとに管理されていたものが北海道として通算して管理するようになるなどの違いがございます。

それから、保険料の徴収でございますけれども、現行は給付費の支払いに充てるために保険料を市町村が徴収するわけでございますが、これからは、市町村は都道府県が割り当てた納付金の支払いに充てるため保険料を徴収することになります。

あわせて、保険料率の設定でございますけれども、この給付費の支払いに充てるため、これまでは市町村がそれらを見込んで、他の公費等の状況を踏まえて独自に設定するものでございましたけれども、新しい制度では、都道府県から示される納付金とともに、標準保険料率を市町村に示すことになります。これを参考にして市町村が設定する形になります。

その次に、給付費の支払いでございますけれども、これまでは市町村が保険料や公費等を財源に支払っておりましたが、新制度では都道府県からの交付金で支払うこととなります。一旦、支払者としては市町村になりますけれども、その必要額の全額は都道府県が交付する形になります。

次に、市町村の事務でございますけれども、現在は資格の管理、保険料の賦課徴収、給付費の支払い、保健事業の実施などを市町村が実施しております。これにつきましては、新制度になりましても変更はございません。資格の管理や保険料を被保険者に対して賦課して徴収すること、また、給付費の支払い事務、保健事業の実施は引き続き市町村の事務となっております。札幌市におきましては、区役所で事務を行う形になります。

国民健康保険の運営につきましては、初めに申し上げましたけれども、新制度では都道府県が運営方針を定めまして、これに基づいて都道府県と市町村がともに運営をする形になります。

最後に、一番下に赤色の枠で囲んでいる赤字の解消についてということで、次の保険料のあり方について関連するので、ご説明申し上げたいと思います。

今回の制度の改正によりまして、市町村国保の財政運営については、安定化が図られることになることから、国におきましては、国民健康保険の会計における決算補填等の目的の法定外の繰入や、前年度の繰り上げ充用の解消を求めているところでございます。北海道が策定した国保の運営方針においても、その旨を記載されております。

なお、市町村が独自で行っている保険料の負担緩和策のための法定外の繰入、札幌市も行っているものでございますけれども、これにつきましても、決算補填等の目的の法定外繰入と見なすとされているところでございます。

国民健康保険の制度改正の概要についてのご説明は以上でございます。

●出光会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問などはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 それでは、引き続き、国保都道府県単位化後の保険料のあり方について、事

務局から説明をお願いします。

●保険事業担当課長 保険事業担当課長の森川と申します。

保険料のあり方につきましては、私からは説明させていただきたいと思えます。

それではまず、資料の2ページをご覧くださいと思います。

まず、都道府県化後の保険料のあり方についてのお話をする前に、現在の札幌市の保険料の決め方につきまして、中にはご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、再度、ご説明させていただきたいと思えます。

札幌市では、保険料が医療費に直接連動しないという仕組みをとっております。そのために、一般会計から法定外の繰入、先ほど保険企画課長から解消すべきと言われているものですが、現在は法定外繰入を行っております。保険料には医療分、支援分、介護分とございますが、医療分と支援金分につきましては1世帯当たりの平均保険料を据え置いており、その据え置き額を超えた部分について、法定外繰入を行っている状況でございます。

図をご覧くださいのですが、一番左側の段が関連歳出ということで、医療分1,912億円、支援金分225億円とありますが、これが札幌市で支出が必要とされる医療分、支援金分の金額の総額です。

あわせて2,137億円ですが、これを支払うに当たりまして、まずは中段の上の方をご覧くださいますと、関連歳入がございます。これが国や道または市からの補助金等々ということで、医療分について1,576億円、支援金分について124億円が平成29年度予算として見込んでいます。

そういった必要な額から公費で補填される部分を除きました額が中段の下です。本来の必要保険料Aと書いてありますが、医療分336億円、支援金分101億円という金額でございます。これは図の縮尺が合っておりませんで、本当は関連歳入の方がずっと多く、本来必要保険料の方がずっと少ないのですが、ご容赦いただきたいと思います。

本来的には、ここの336億円と101億円を合わせました437億円について保険料として徴収しなければならないのが平成29年度の札幌市の状況ですが、それに対して、保険料の負担が大き過ぎるという考えから、右側をご覧くださいと思えますけれども、保険料賦課総額Bで、平均保険料15万1,543円掛ける予算世帯数とございます。札幌市では、制度が変更になるなどで若干動いているのですが、ベースの金額としては平成12年度から変わらない額で据え置きしてきております。それで、平均保険料の15万1,543円に世帯数、平成29年度で言いますと26万9,800世帯を掛けまして、医療分307億円、支援金分101億円、合わせまして408億円を保険料として市民の方に賦課させていただいているところでございます。

そうしますと、先ほどの本来の必要保険料Aという金額と保険料賦課総額Bという金額の差が生じます。平成29年度で言いますと、それが右欄の上の部分で、A引くB、医療分約29億円という金額になっておりますが、この29億円につきまして一般会計からの

法定外の繰入をするという保険料の決め方を札幌市ではしております。

そういう意味で言いますと、平成12年度から平均保険料は変わらないものですから、保険料は医療費に連動して決まるというよりは、ずっと据え置いているのが札幌市の現状でございます。

続きまして、今回、道から示された納付金の額のお話でございます。

資料の3ページでございますが、第3回目の納付金仮算定結果ということで、今回、平成29年度に今の道の算定で保険料納付金を算定したら、幾ら必要かが示されたところでございます。図の左側では、先ほどの2ページで示した437億円となる札幌市の必要金額に対しまして、図の右側ですが、今回の算定で示された金額が389億8,000万円余りでございまして、これを比較していただきますと、29年度の保険料賦課総額約408億円よりも小さな額になっているというのが見てわかるかと思えます。

平均保険料にいたしますと14万4,481円ということで、これを見ていただきますと、実はこれまで左の網かけ部分の一般会計からの法定外繰入をしていたのですが、それを入れていない金額、現在の保険料の金額よりもさらに少ない金額で賦課総額は済むという結論が現時点において出されたところでございます。

あくまで平成29年度の仮算定でございますので、実際は30年度の金額でもう一度試算することになりますから、必ずこの通りになる保証があるわけではないのですが、道の説明では、大きく動くことはないであろうと言われております。現状のままでいけば、札幌市としては幸いなことに、道が示された納付金で算定しますと、現在の保険料よりも安く済むのではないかという状況をご理解いただきたいところでございます。

続きまして、資料の4ページでございます。

先ほど保険企画課長からも説明がありましたが、3ページの道の示した納付金の額をとるため、道でも札幌市の料率はどのぐらいにしたらいいかという料率についても試算を示されているところであり、それが4ページの右側でございます。

市町村標準保険料率ということで、現行の賦課割合が札幌市は所得割が50%、均等割が22.5%、平等割が27.5%ですが、それに合わせた形で道で試算してきた数値でございます。

一方で、左側は現行、皆様にご負担いただいている平成29年度の保険料率でございます。

医療分、支援金分、介護分と示されており、ご比較いただければわかりますけれども、まず、医療分につきましては、所得割、均等割、平等割とも現行より料率が低くなる状況でございます。支援金分につきましては、所得割は低くなりますが、均等割、平等割は若干高くなってきております。ただ、医療分と支援金分を合算しますと、いずれの所得割、均等割、平等割とも現行より低い料率になっております。

また、介護分につきましては、札幌市で平均保険料を据え置きという措置をとっていないのですが、その介護分につきましても、現行と試算を比較いたしますと、所得割、均等

割、平等割とも現行より低い試算で示されているところであります。

この料率をもとに具体的に保険料を計算しますとどのくらいになるかというのが次の資料の5ページでございます。

まず、上段の1世帯平均保険料は、医療分と支援金分につきましては、先ほどご説明させていただいたように、現行では15万1,543円という金額でございます。今回の道の仮算定結果に基づきますと14万4,481円で7,062円の減少、率にしますと95.3%程度ということで、平均で5%近く下がる試算です。

続きまして、モデルケースの保険料をご覧いただきたいと思えます。

まず、①給与2人世帯ということで、40歳から64歳以下の2人世帯は、介護保険料がかかる世帯でございます。現行では、保険料は年収ベースと比較いたしますと、おおむね10%を超えております。例えば、年収200万円の世帯で言いますと、22万4,060円ということで、11%ぐらいが年収に占める保険料としてかかっているところです。

新しい道の試算に基づきましても、残念ながら年収の10%は超えてしまうところですが、例えば、200万円で見ますと21万2,250円、年間にして1万円程度の減少ですが、率にしますと約95.3%ということで、保険料は安くなる試算となっております。

同様に、6ページをご覧いただきたいと思えます。

②給与2人世帯でございます。この例は、40歳未満ですので、介護保険料がかかっていない世帯とお考えいただきたいと思えます。

現在は給与2人世帯で介護保険がかかっていない場合は、年収の10%弱ぐらいの保険料となっております。例えば、年収200万円で比較させていただきますと、保険料が17万7,360円ということで、年収の約9%となっております。新しい納付金の試算によりますと、それが16万7,280円ということで、やはり1万円程度の減少となっております。

最後に、もう一つの事例でございます。

今度は2人世帯ではなくて、給与4人世帯の40歳未満ですので、介護保険料がかかっていない世帯ということでございます。介護保険料がかかっていなくても、給与4人世帯になりますと、所得によりましては大きな負担になっているのが現状でして、例えば、年収400万円世帯をご覧いただきたいと思えますが、4人世帯になりますと保険料が41万円3,340円ということで、現行でも保険料の10%を超えております。今回の道の試算によりまして、再度計算しますと、その金額が38万8,830円で、年収の10%を切れるということで、年間で2万4,500円程度の減少額が見込まれるところです。

以上、大まかなモデルケースの世帯をご覧いただきましたが、どの世帯も現在の試算では保険料が下がる見込みになっております。

そこで、現在の道の試算をもとに、平成30年度以降の札幌市の保険料につきましてどのようにしていくか、本日は皆さんにご議論をいただきたいと思えます。現状、私たちの考えている一つの案としまして、7ページをご覧いただきたいと思えます。

今後の保険料に対する考え方でございますが、まず、丸の一つ目です。将来の話は先に置きまして、来年度、平成30年度につきましては、ご覧いただきましたように現行よりも保険料が下がりますので、こういった納付金制度を導入した趣旨に鑑みまして、北海道から示された納付金をもとに算定した保険料賦課総額で、そのまま保険料を集めるという形にはどうか。すなわち、保険料軽減対策としてこれまで法定外の繰入を行ってきたところですが、平成30年度については繰入を行わないことにしてはどうかというのが事務局の提案でございます。

その理由といたしまして、一つ目の小さいポツでございますが、何度も申し上げていますが今回の仮算定結果によりますと、一般会計からの法定外繰入を行わなくても賦課総額は現行より小さくなっているということです。

二つ目のポツですが、北海道で策定しました北海道国民健康保険運営方針の中でも負担の公平性を進めるために北海道内における保険料水準の統一を将来的に検討しております。そういったわけで、保険料の将来的な統一のためには、法定外繰入はなるべく避けるようにというのが運営方針の中でも述べられております。特に新年度1人当たりの保険料収納必要額が現行保険料を下回る場合には、速やかに一般会計の繰入を廃止すべきではないかというご意見が道から出されております。

次に、三つ目のポツでございますが、札幌市では、医療保険制度を今回の都道府県化だけにとどまらず、公的医療保険を全て一本化してはどうかといった抜本的な改革を国に要望しているところでございます。その実現に向けた第一歩として都道府県単位化での保険料の一元化が必要ではないかと考えているところでございます。そのためには、道内国民健康保険加入世帯の約35%が札幌市民となっており、道の運営方針に従って加入者の負担の公平性を保つべきではないか、こういったところが理由となっております。

もう一点、丸の二つ目今後の保険料の考え方です。

一旦、平成30年度については、法定外繰入を行わないということでご提案をしたところですが、一方で、今後、また医療費が大きく上がってくるとか、いろいろな事態が将来的にどうなるか、わからないところでございます。今後、道から示されてくる納付金が上がっていき、納付金をもとに算定した場合、保険料賦課総額が大きく変動していった場合も想定しなければなりません。そういった場合には、状況に応じて保険料軽減対策のための法定外繰入なども検討することとしてはどうかとご提案させていただくものです。

理由でございますが、ポツの一つ目です。

先ほど申しましたように、都道府県単位など保険料の一元化を目指しているところでございますが、一方で、今後の保険納付金の額が大きく変動することもないわけではございませんので、保険料水準が現行よりも非常に高くなる可能性も残されております。

そんな中で、ポツの二つ目ですが、札幌市では先ほどもご説明しましたように、1世帯当たり平均保険料を据え置いているところでして、議会等の中でも国民健康保険の加入者の皆さんに納めていただいている保険料の負担感が非常に強い、保険料の負担が重いとい

う認識を示してきているところでございます。そういった中で、こういった考え方に鑑みますと、今後、保険料賦課総額が大きく変動した場合には、改めて保険料軽減対策の法定外の繰入を行うなど、何らかの対策についても検討していくことも必要ではないかというのが事務局としての意見でございます。

こういった点も踏まえまして、委員の皆様にご議論をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

●出光会長 ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

●飯田委員 数字上のことが二つと最後の考え方について、質問を含めて意見を出したいと思えます。

一つ目は、3ページですけれども、これまでの賦課総額が408億円です。納付金から来る賦課総額が389億円です。それはよくわかるのです。では、なぜ安くなったのかを考えていくと、一つは公的支援金が増えているということですね。もう一つは、札幌より所得の高い市町村分の納付金が入ってくるから札幌分が若干安くなる、イメージとしてはそういう理解でよろしいですね。

●保険事業担当課長 説明が漏れておりまして申し訳ございませんでした。

今、委員からご指摘をいただきましたように、下がった要因としては、国が平成30年度から1,700億円を全国で公費拡充するというお話がございまして、その分によって補填されるのも一つの要因でございます。

もう一点につきましては、札幌市の加入者の平均所得が全道の平均所得よりも低い状況になっております。そういった形で、ある意味でいいますと、平均所得が高い市町村の加入者の皆様に一部負担していただくことによって札幌市の保険料が下がっている状況でございます。

●飯田委員 二つ目の数字上の理解の仕方ですけれども、4ページを見ますと、医療分、支援金分、介護分ということで、平成29年度と標準保険料率に基づいての計算ということで、それぞれ下がる理由は何となくはわかるわけです。所得割率も下がっているし、均等割率も平等割額も下がっています。ところが、介護分で見ると所得割率は下がっている、均等割額も下がっている、平等割額も下がっている。そうすると、あと残る理由は40歳から65歳の人口比率が全道平均より高いから、結局、介護保険料賦課総額が上がったということですか、それとも、別の理由なのでしょうか。

●保険事業担当課長 介護分の賦課総額が上がっているところは、あくまでこれは札幌市の平成29年度の保険料率を出す際に、介護分が適用になる世帯数を見込んでいるのですが、その29年度予算で札幌市が見込んだ世帯に違いがございまして、その関係で賦課総額は上がっているのですが、料率というのは1人当たりにするものですから、料率にするのと下がっているという現状でございます。

●飯田委員 最後の考え方ですが、加入者にとっては非常に助かる話です。それから、最

後の下の方には、変動した場合もいろいろな手だてを考えていただけるということで、これも大変歓迎すべき提案だと思います。

ただ、1ページ目にある赤字の赤字の解消について、要請項目というか、絶対してはいけないとか違反したらペナルティーをするとまでは言っていないのしょうけれども、法定外繰入についてはしないようにということとの兼ね合いで、こういう提案されているわけだから問題ないと思うのですが、若干疑問を感じています。市町村の裁量枠というか、独自枠について、標準保険料率を参考に市町村で保険料率を設定すると書いてあります。基本とするとか基礎とするというような固い表現ではなく、割と幅を持たせて市町村の裁量の余地を働かせていると思います。それは、道全体で議論したときにいろいろな意見が出てこうなったと何となく想定はつくのですが、そういうことを考えたり、長い目で見て今後の後期高齢者医療制度に近づけていくようなイメージが私も何となくありまして、ありがたい提案ではあるが、北海道との関係や全体との関係でどのような判断をされているのか、もう少しその辺の説明をしていただければと思います。

●保険事業担当課長 法定外繰入等々の赤字の解消につきましては、先ほどもご説明申し上げましたように、基本的には避けるようにという話が出ています。一方で、今年度になりまして道議会で、「平成30年度以降は、市町村とともに、納付金制度や赤字解消の取り組みを進めていくことになるが、一般会計からの法定外繰入については、市町村の判断で行われるものである。」という答弁がございました。現状では、特にペナルティーがあることにはなっていませんから、なるべく解消するようにという要請はありつつも、最終判断は市町村で決め得るものと認識しているところでございます。

●出光会長 そのほかご質問などございませんでしょうか。

●各務委員 先ほど納付金の関係で、札幌市は所得が他の市町村より低いから今回納付金が少なくなったという話でした。所得は少ないのかもしれないですけども、医療費はほかの市町村と比べたら高いのではないですか、それでも安くなったということですか。

●保険事業担当課長 そうですね。実は、医療費は全道平均より若干高いのですが、その影響よりも所得の低い影響の方が大きかったというところでございます。

●各務委員 それから、資料3ページの408億円、仮算定では389億円ですが、その内訳が4ページということではないのですか。

●保険事業担当課長 3ページは医療分と支援金分だけの話ですから、4ページのうち医療分と支援金分を合わせていただくと3ページの389億円という金額になるかと思いません。2ページ、3ページの資料は、医療分、支援金分の話で進めさせていただいてまして、4ページには介護分も加わっているものですから、三つ足すと数字が合わないかと思いますが、上二つ足していただくと合うと思います。

●各務委員 最後の介護分だけを除けば、例えば、仮算定であれば389億円になるのですか。この資料は、ぱっと見ただけではわかりません。

●保険事業担当課長 先ほども話をしたのですが、札幌市では、医療分+支援金分の保険

料を据え置いております。介護分については、実は必要な分だけ保険料をいただいております。繰入をしていない状況ですから、介護分については、逆に言うと、政策的判断がなく資料は特に付けさせていただかなかったのです。

わかりにくくて申し訳ございません。

●各務委員 最後の考え方ですが、これは、当然、最初の丸では法定外繰入は行わないということだと思っております。仮に法定外繰入をやった場合は、予算はどういう扱いになるのですか。ここで法定外繰入は行わないという考え方なのは、足りるから要らないよ、やらないよというのならそれで終わりだけれども、あえてこう考え方として説いているのですね。

●保険事業担当課長 例えば、あえて法定外繰入になれば、一般会計から国保会計にお金を入れることとなりますので、国保加入者だけではない一般市民の方の税金を国保向けに投入して、さらに保険料を安くするということとなります。

●各務委員 変な話、それも可能なのですか。

●保険事業担当課長 先ほども話したように、道の運営方針に反することにはなりますが、ペナルティーはない状況でございます。

●各務委員 だけど、それはどう考えても無理ですよ。

●保険事業担当課長 今日は、その考え方をご議論いただければと思っております。

●各務委員 当然、書いてあるとおりでよろしいかと思えます。ただ、集めることについてはどうかと言っているものだから、集めることにしますでも十分ではないかと思うのです。

●保険事業担当課長 札幌市は、道の方針に反してでも独自の保険料を安くするという政策的決定をすれば、そういうことはあり得ます。

●出光会長 そのほかご質問等はございませんでしょうか。

●大森委員 私の団体としてではなく、一市民としてですけれども、最後の考え方はもちろんこれでごもつともだと思っておりますが、最後から終わりの2行目の「大きく変動した場合には」云々とあるのです。この「大きく」というのをどれぐらいに捉えるかですが、例えば、平成29年度の15万1,543円を超えたら大きくと考えてもいいですし、1年度1,000円ずつだったら大きくはないけれども、実は10年たったら29年度の15万円をいつの間にか超えてしまっています。その辺の表現は難しいですけれども、この協議会である程度の線引きをしておく、市もやりやすいのではないかと思ったのです。

●保険医療部長 ただいまの大きく変動の変動幅はどうかですが、実は、我々も、平成30年度の仮試算の値はわかったのですけれども、それ以後については全くわからないような状況で、保険料軽減のための繰入は今後一切行わないという結論を出してしまうのは非常に怖いところではあるのです。一方で、今回の道の国保運営方針は、30年度から32年度までの3カ年の考え方を示しているものでございますので、道の考える納付金に対する係数の考え方や賦課割合の考え方は3年間は続くと思われま。今回は30年度が示さ

れましたけれども、多分、31年度、32年度はこのくらいの水準で行くと思っております。

だから、この二、三年は何とか行けると思いますが、道の国保運営方針は3年後に改めて見直すということも言っておりますので、そのときのことをある程度想定して、言ってみれば何らかのキャップは必要ではないかという方向性だけは決めておいた方がいいのではないかという趣旨で、今回このようなご提案をさせていただいたところでございます。

したがって、大きく変動した場合の変動幅はどこまでなのかは、そこら辺を見てから改めてご判断いただかなければならないことかなと今のところは考えております。

以上でございます。

●大森委員 安くする分には絶対誰も反対しないのです。恐らく、上げる時がすごく大変だと思うので、そこだけはどうかと思っています。

●出光会長 そのほか、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ないようですから、ただいまの事務局からの説明内容につきまして、了承するとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

●出光会長 ありがとうございます。

それでは、了承することといたします。

5. その他

●出光会長 これで予定している議題につきましては終了となりますが、そのほか、ご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

●出光会長 ないようですから、以上をもちまして、本日予定されていた全ての審議事項は無事終了いたしました。

事務局から何かございますか。

●保険企画課長 どうもありがとうございました。

次回の運営協議会の開催時期でございますけれども、近づきましたら、また、日程調整をさせていただいて、ご連絡申し上げたいと思います。その節は、どうぞよろしくお願いいたします。

●保険医療部長 次回の開催時期に関する補足ですが、例年ですと、2月上旬ぐらいに平成30年度の予算案について議論いただくというのが主な議題でございますが、今回、道から8月に仮算定が出ました。そして、今後のスケジュールとしましては、11月に国が示す仮係数に基づく本算定があり、さらに、来年1月には、本係数に基づく本算定があります。道からは、今回の仮算定結果と傾向的には大きくぶれることはないだろうという話がありますけれども、今回ご議論いただいたのは、あくまで今回示された道の仮算定結果

に基づいてどうしようかという話です。仮に、今後、11月下旬の仮係数に基づく本算定、あるいは、来年1月の本係数に基づく本算定のときに大きく納付金の額が変わることがあれば、また別の機会を捉えて臨時的に皆さんに改めてご議論いただく可能性があることをお含みおきいただきたいと思います。

普通でいけば、次回は大体2月上旬ごろになりますが、そのような要素もあることをお含みおきいただきたいと思います。

以上でございます。

6. 閉 会

●出光会長 それでは、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

皆様方のご協力によりまして、本協議会を無事に終えることができました。

ありがとうございました。

以 上